

日野市消防団員共済会規約

〔 昭和57年4月1日 〕
制 定
改正 昭和58年4月1日
昭和59年4月1日
昭和62年4月1日
平成 5年4月1日
平成16年4月1日
平成21年4月1日
平成26年4月1日
令和 2年4月1日

(名称)

第1条 本会は、日野市消防団員共済会（以下「共済会」）という。

(目的)

第2条 共済会は、相互扶助の精神に基づいて、会員相互の親睦と福祉の増進及び厚生を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 共済会は、日野市消防団員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(会員の資格取得)

第4条 前条に規定する者は、その団員となった日、又は指定を受けた日から会員たる資格を取得する。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退団したとき。
- (3) 会員たる要件を具備しなくなったとき。

(抛出金品の不返還)

第6条 前条により資格を喪失したときは、既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(事業)

第7条 共済会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦と相互扶助及び福利厚生をはかるための事業
- (2) その他、会の目的達成のため必要な事業

(給付)

第8条 会員等の給付は、弔慰金及び見舞金等とし、別表に定める金額とする。

(給付の申請)

第9条 給付の申請は、その事由が生じた日から1ヶ月以内に所属の分団長を通して行う。

(給付の方法)

第10条 給付は、所属の分団長を経由して本人又はその家族に給付する。

(会員以外の者の会への参加)

第11条 共済会の運営上必要と認める者の参加は、理事会の議を経て会長が要請する。

2 その他給付等については、理事会の議を経て会長が定める。

(役員)

第12条 共済会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名 |
| (3) 理 事 | 22名以内 |
| (4) 代 議 員 | 24名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員構成)

第13条 会長は、団長をもってあてる。

2 副会長は、副団長をもってあてる。

3 理事は、監事を除いた本部補佐及び正副分団長をもってあてる。

4 代議員は、部長をもってあてる。

5 監事は、理事会で本部補佐及び正副分団長の中から2名を推薦し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第14条 会長は、共済会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

3 理事は、共済会の事業運営にあたる。

4 代議員は、事業の推進につとめる。

5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。

2 捕欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第16条 役員はすべて無報酬とする。ただしその職務のために要した費用は実費弁償を受けることができる。

(事務局)

第17条 共済会の事務局は、日野市総務部防災安全課におく。

2 事務局長は、防災安全課長があたり、事務を掌るため職員を指揮する。

3 事務局は会の運営上必要な事務及び会計を掌理する。

(会議)

第18条 会議は、理事会及び総会とし、会長が召集し会議の議長は副会長とする。

2 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し次の事項を協議する。

(1) 共済会の事業運営に関すること。

(2) 総会に附議する事項

(3) その他、必要と認められる事項

(総会)

第20条 総会は、会長、副会長、理事、代議員及び監事をもって構成し、毎年度速やかに会長がこれを召集する。

2 前項の規定にかかわらず会長は、臨時総会を召集することができる。

3 総会は次の事項を附議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) その他、必要な事項

(会費)

第21条 共済会の経費は、会員の納める会費、その他の収入をもってあてる。

2 会員の会費は、月額300円とする。

3 前項の規定する会費は、各分団長が報酬受領後速やかに事務局に納入する。

4 前2項に定めるもののほか理事会で必要と認め会長が承認した場合は、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終了する。

2 会費、その他の収支状況は、会計年度終了後速やかに監事の審査を経て総会で承認を求める。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

別表

1 弔慰金

区 分	香 典	生 花	備 考
会 員	30,000 円	15,000 円相当	
配 偶 者	20,000 円	15,000 円相当	
子及び父母	10,000 円	15,000 円相当	

2 見舞金

(1) 傷病見舞金（入院加療を要する）

	公務中の疾病	公務外の疾病
7 日以上	10,000 円	5,000 円

(2) り災見舞金

全損の場合	半損の場合
30,000 円	20,000 円

全各号に掲げるもののほか特に弔慰、見舞を表す場合は、理事会の議を経て会長が定める。

なお、損壊の程度は、消防署長の判定による。ただし、事故の故意又は重大な過失によりり災した場合を除く。

3 退職功労記念品

区 分	内 容	備 考
団員経験 5 年以上 10 年未満	5,000 円相当	
団員経験 10 年以上 20 年未満	10,000 円相当	
団員経験 20 年以上 30 年未満	20,000 円相当	
団員経験 30 年以上	30,000 円相当	

なお、本部役職経験者は、本部会議の協議により上記のほか、別途感謝状を添えて功労賞を支給することができる。